いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、令和２年度における天災、天候不良等により農業被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）に対して、農業経営の継続と安定を図るため、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとする。

　（支給事業者）

第２条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす被害農業者とする。

　(１)令和２年において、農業収入が総収入（公的年金収入、譲渡収入、一時収入等を除く。）の50％以上であること。

　(２)　令和２年６月から10月までの売上合計が、天候不良等による被害の影響により、平成30年６月から10月まで又は令和元年６月から10月までの売上合計比で20％以上減少していること。

　(３)　いすみ市内に主たる事業所を有する法人又はいすみ市に住所を有する個人事業主であること。

　(４)　農業経営を継続するものであること。

　(５)　市税等に滞納がないこと。

　(６)　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

　(７)　他の給付金等制度との併用がないこと。

　（支給額）

第３条　給付金の支給額は、平成30年６月から10月まで又は令和元年６月から10月までの売上額合計から、令和２年６月から10月までの売上額合計を差し引いた額に10分の３を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、支給事業者が農業被害により保険金等の給付を受けている場合における給付金の支給額は、前項の規定により算出した額から当該保険金等の額を減じた額とする。

３　給付金の支給は、一の支給事業者につき１回とする。

　（交付申請及び実績報告）

第４条　支給事業者は、給付金の支給を受けようとするときは、いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和３年３月19日までに市長に提出しなければならない。

　(１)　確定申告書類

　　ア　法人の場合　確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

　　イ　青色申告の場合　確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し

　　ウ　白色申告の場合　確定申告書第一表及び収支内訳書（農業所得用）の写し

　(２)　対象月の売上台帳等

　(３)　通帳の写し

　(４)　誓約書（様式第２号）

　(５)　本人確認書類の写し

　(６)　その他市長が必要と認める書類

　（給付金の交付決定及び額の確定）

第５条　市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第３号）により、支給事業者に通知するものとする。

　（交付請求）

第６条　支給事業者は、給付金の交付を請求しようとするときは、いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（交付決定等の取消し）

第７条　市長は、第５条の規定により給付金の交付の決定等を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付の決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

　(１)　給付金の交付の申請に際して虚偽又は違反があったとき。

　(２)　給付金の交付の決定等後に交付の要件を満たさなくなったことが明らかとなったとき。

　(３)　偽りその他不正の手段により給付金の交付の決定等を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により給付金の交付の決定等の全部又は一部を取り消したときは、いすみ市農作物被害農業者向け特別給付金交付決定等取消通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により給付金の交付の決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

　（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。